

2019年度草津市スポーツ少年団登録について

□登録手続きの流れ

スポーツ少年団 Web 登録システムを利用した登録手続きとなります。単位団から草津市スポーツ少年団、滋賀県スポーツ少年団を通して、最終的に日本スポーツ少年団へ登録申請を行います。

□登録にあたって

- 1、団員は、登録する月の4月1日現在満3歳以上とする。
ただし、満3歳以上小学生未満のものについては、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
- 2、団員の構成は、市内在住が過半数以上を占め、活動実態のある子どもたちで構成されていること。
- 3、団には2名以上の有資格指導者がいなくてはならない。ただし新規登録団については、年度内にその登録指導者が資格を取得すればよいものとする。
- 4、原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成され、登録指導者のうち1名を代表指導者とする。
- 5、指導者は2団以上の代表指導者を兼ねることはできない。
- 6、指導者は、20歳以上とする。
- 7、**Web 登録申請後に草津市スポーツ少年団団員登録名簿と登録料を添えて、草津市スポーツ少年団事務局へ申請する。**

□単位団の登録手続き

- 1、Web 登録（別添スポーツ少年団登録手続きの流れ参照）
 - ①スポーツ少年団登録システムにログイン
 - ②スポーツ少年団情報を入力
 - ③指導者の登録
 - ④団員の登録
 - ⑤入力完了
 - ⑥登録申請
 - ⑦スポーツ少年団登録確認
 - ⑧最終確認
 - ⑨登録料請求メールの受信
 - ⑩登録料の支払
 - ⑪登録完了

2、草津市スポーツ少年団団員登録名簿の記入

- ・すべての登録団員の氏名、性別、学年、在学学校名を記入してください。
- ・「練習場所・曜日・時間」欄を記入してください。
- ・「育成会代表」欄には、育成会（保護者）代表の住所、氏名、電話番号を記入してください。
- ・事務局からの連絡や文書送付は、原則として代表指導者へさせていただきます。但し、代表指導者以外の方へご希望の場合のみ、「事務連絡送付先」欄に住所、氏名、電話番号を記入してください。
- ・「登録事務担当者」欄には、担当者の氏名、電話番号を記入してください。

3、登録料について

下記の通りです。（平成30年度から改正）

	指 導 者	団 員
日本スポーツ少年団	700円	300円
滋賀県スポーツ少年団	500円	300円
草津市スポーツ少年団	0円	100円
計	1,200円	700円

4、登録申請・登録料の支払について

日本スポーツ少年団WEB登録	4月1日(月)～7月31日(水)厳守
滋賀県スポーツ少年団WEB登録	4月1日(月)～7月31日(水)厳守
滋賀県スポーツ少年団紙面登録	10月2日(水)～3月30日(月)
草津市スポーツ少年団WEB登録	4月1日(月)～7月31日(水)厳守
草津市スポーツ少年団紙面登録	4月1日(月)～3月30日(月)

受付時間 月、水、木、金 9:00～18:00

(12月～3月は17:00まで)

土 9:00～12:00

※ 火、土(午後)、日祝日は休み

受付場所 草津市スポーツ少年団事務局（公益社団法人草津市スポーツ協会内）

住 所 草津市下笠町161 草津市立総合体育館内

電 話 077-568-5300

FAX 077-568-5301

5、その他

- ・有資格指導者（認定員・認定育成員）が登録を行わなかった場合、現在保有している資格（認定員・認定育成員）が失効となりますのでご注意ください。
- ・草津市スポーツ少年団各種大会に参加される方は、大会日までに必ず団員登録を済ませてください。